

# 地域主権調査特別委員会 調査の進め方について

## (正副委員長案)

### ◆目的達成型の特別委員会

平成 21 年度から、特別委員会を目的達成型とするため、「調査期間をあらかじめ設定」し、「調査事項は重要かつ緊急性の高い県政課題等」とし、「常任委員会との所管事項との関係を明確に整理調整」し、「課題を絞って調査を行ったうえで」、「調査結果は委員長報告に加え、課題解決に向けて政策提言を行うなど、多様な活用を図る」こととされている。

これらの趣旨を踏まえて特別委員会の運営をはかる必要がある。

### ◆所管は「地域主権改革等に関する調査」

当特別委員会は、国が進める地域主権戦略について、県や市町に及ぼす影響について調査するものとする。

### ◆重点調査項目について

- ・国の考え方
- ・県の考え方
- ・市町の考え方                   とする。

### ◆最終目標について

地域主権戦略大綱（仮称）が 6 月末に策定され、これに基づき具体化されていくのでなるべく早く、適時適切にスピーディに委員長報告を行い、その後、委員会として何らかの形で提言することとしてはどうか。

なお、必要に応じて、国に意見書を提出することも検討することとしてはどうか。

## 地域主権調査特別委員会 進め方イメージ(案)

	回数	時期	取組内容	手法	調査の内容
	第1回	6月1日	年間計画策定	委員間討議	調査・検討の進め方について委員間で合意
I 現状把握	第2回	7月中旬	現状把握	執行部聴き取り	地域主権戦略、地域主権戦略大綱(仮称)について把握する。
	第3回	7月下旬	現状把握	参考人招致 or 県外調査	地域主権戦略会議のメンバーからの聴き取り。
II 課題の抽出	第4回	8月上旬	現状把握	県内調査	県内市町の現場の状況やニーズを把握する。
	第5回	9月中旬	結果まとめ	委員間討議	課題を抽出し、今後議論を深める課題を選択する。
	第6回	10月中旬	論点議論	委員間討議	課題に対してどのように対応すべきなのか、施策にどのように反映させていくのか議論する。
III まとめ	第7回	11月中旬	結果まとめ	委員間討議	議論の結果をとりまとめ、提言等の骨子を検討する。
	第8回	12月中旬		国に対する意見書 執行部に対する提言	国に対しては、地域主権推進基本法制定に向けての意見書。 県に対しては、平成23年度当初予算、組織に関する提言。